

第1358号

AFN-1358

# Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行  
葵総合経営センターだより週刊版

2021年 3/22 (月)

## 『令和3年度税制改正大綱(11) 海外人財呼び込みへの緩和等』

海外からの事業者や人材、資金を呼び込む方策の一つとして、相続税においては、外国人等に対する国外財産に係る相続税及び贈与税の緩和措置がとられる。就労等により短期的に国内に居住する在留資格を有する者や、国外に居住する外国人等が、国内に居住する在留資格を有する者から相続又は贈与により取得する国外財産は、当該相続人又は贈与者の居住期間によらず(改正前:相続・贈与前15年以内の国内居住期間の合計が10年以下である場合のみ適用)課税対象外とされることとなった。

事業承継税制については、中小企業経営者の高齢化を踏まえ、後継者の役員要件を緩和することで非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度の活用が図られる。以下のいずれかに該当する場合には、後継者が被相続人の相続開始の直前において納税猶予対象会社の役員でなくとも適用されるようになる。○被相続人が70歳未満で死亡した場合 ○後継者が、特例承継計画に特例後継者として記載された者である場合

特定の美術品に係る相続税の納税猶予制度では、登録有形文化財登録基準の改正を前提に、適用対象となる特定美術品の範囲に、制作後50年を経過していない美術品のうち一定のものが追加され、優れた美術品の公開促進が図られる。



## 『第3次補正予算の活用徹底を厚労省が各支援機関に要請』

厚生労働省は、先般成立した第3次補正予算の支援策が最大限に活用されるよう、支援団体に更なる周知啓発を要請している。特に雇用調整助成金については、助成率の引き上げ(中小最大10分の10等)、日額の上限の引上げ(15,000円)等は、緊急事態宣言が全国的に解除された翌月末まで適用、さらに新型コロナウイルス感染症対応休業支援金制度も対象期間を延長し、大企業に雇用されるシフト制労働者等も新たに対象とする特例等を挙げている。その他要請項目は、○在籍型出向を活用した雇用維持の支援○試行雇用期間中の賃金の一部を助成する制度創設○有期契約労働者、パートタイム労働者等の雇用の安定とその保護○派遣労働者を受け入れている派遣先企業の更なる配慮○キャリアアップ助成金(正社員化コース)の助成対象を拡充○障害者の方など課題を抱える方の雇用の安定○労働者の住居の確保○未内定の方および卒業後3年以内を含む新卒者等について中長期的な視点に立った採用維持・促進○小学校休業等対応助成金○男女雇用機会均等法に基づく新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の適切な対処○職場における新型コロナウイルス感染症拡大防止○感染した労働者やその周辺の方々に対する差別・偏見の防止等



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー  
**葵総合経営センター**

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号  
(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 [aoi@aoi-cms.com](mailto:aoi@aoi-cms.com)